

令和 2年 4月 28日

小中学校保護者の皆さまへ

犬 山 市 長 山田 拓郎
教 育 長 滝 誠

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業延長のお知らせ

小中学校の学校再開は困難であると判断し、5月31日（日）まで臨時休業を延長することとしました。何とぞ、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業延長の理由

新型コロナウイルスの猛威を考えると、警戒を緩めることにより、感染拡大が深刻化、長期化する懸念もあることから、今はまだ予防に徹すべき状況にあると判断したからです。

2 臨時休業期間の延長について

- ・5月7日（木）～31（日）まで臨時休業期間を延長します。
- ・学校再開日は当面6月1日（月）とします。 ※6／1日は給食なしの午前日課で下校します。
- ・課題の受け渡しのため、臨時登校日や保護者の来校日を設けます。（接触を避けての受け渡しのみ）
- ・部活動は休止します。

3 臨時休業期間中の家庭学習支援について

1) 継続する取組

- ・学校が示す「家庭学習計画」（5／7以降に配付）に従って課題に取り組んでください。
- ・プリント学習による予習は、学校再開後、少なくなった授業時間数をできるだけ効率的に進めるためのものです。
- ・計画は、課題の提示から評価までを網羅した計画になっていますので、何を提示し、どう評価し、どれだけ補充するのかを系統立てたものです。学校ごとに課題の提出日を設定し、評価とその後の補習につなげます。
- ・犬山市が計画的に導入してきたデジタルコンテンツであるeライブラリーは、全学年・全教科で、好きなだけ取り組み、教師が学校でその結果を確認し、コメントを配信することができる家庭学習には大変有効なものです。
- ・eライブラリーは、教科書に準拠した学習教材なので、学校からの課題に取り組んだ後の補充学習に有効です。

2) 強化する取組

①全学年対象のデジタルコンテンツ（動画の活用）

- ・4月30日（木）から、教科書会社作成の授業に準拠した5教科分（国 社 算・数 理 英）の学習デジタルコンテンツ（動画）を、犬山市教育委員会ホームページ（新設）で提供します。「家庭学習計画」と併用することで、家庭学習の質の向上を図ります。犬山市教育委員会ホームページのアドレス（URL）は学校からメール配信でお知らせいたします。
- ・インターネット環境が整っていないご家庭には、教科書会社のコンテンツをDVDで用意しますので、5月7日、8日に学校教育課（44-0350）へ直接申し込んでください。DVDは後日回収します。
- ・各家庭で教科書会社のデジタルコンテンツが活用できるかを順次ご確認ください。

②中学校3年生に特化した支援

- ・インターネットを使って家庭学習ができない中学校3年生にタブレット端末を貸与します。
※ 貸与条件・申込方法・受取方法については、別紙をご参照ください。
- ・希望する方は、5月2日（土）までに学校教育課（44-0350）へ直接申し込んでください。
- ・5月7日と、8日に各中学校で貸与します。
- ・5月11日（月）から中学校3年生向けの動画授業（録画）が開始されます。利用方法は、5月7日（木）以降に学校から配付される用紙を参考にしてください。
- ・インターネット環境の整備やタブレット端末の操作に関する相談窓口を設けます。
- ・5月18日（月）以降、担任と生徒が、インターネット上のアプリケーションソフト「Zoom」を活用し、双方向で交流できる環境を整えます。健康確認や課題のポイントを確認したり、学習のまとめを行ったりしますので、是非参加してください。詳細は、5月7日（木）以降に配付される用紙にお示しします。
- ・各家庭で教科書会社のデジタルコンテンツやアプリケーションが活用できるかを順次ご確認ください。

4 授業時間の確保について

- ・夏季休業を大幅に短縮することがあります。
- ・運動会、文化祭などの行事を縮小することがあります。
- ※感染症の状況を踏まえて、詳細な内容は学校ごとに配信してまいります。

5 家庭での過ごし方について

- ・不要不急の外出は避け、できる限り自宅で過ごして感染予防に努めてください。
- ・計画的な学習や適度な運動など、生活のリズムを保つようにしてください。
- ・道路で遊ぶことは大変危険なことですで行わないようにしてください。
- ・ストレスや悩みに関する相談は、臨時休業中でも学校で受け付けています。
- ※他の相談窓口 犬山市少年センター(0568-44-0353) 24時間子供SOS ほっとライン(0120-0-78310)

6 自主登校教室について

まだまだ厳重な警戒が必要です。どうしてもお子様を留守番させておくことが心配なご家庭についてはご利用ください。

- ・設置期間 令和2年5月7日（木）～令和2年5月27日（水）
- ・設置時間 午前9時00分～午後3時00分
- ・対 象 小学校1年生～6年生
- ・費 用 無 料
- ・昼 食 弁当持参(必要な方のみ)

7 児童クラブ(学童保育)の利用について

- ・密閉、密集、密接を避けるため、小学校の教室等を活用します。1教室あたり15名程度で実施します。
- ・臨時休業期間中は、家庭での保育が困難な場合を除き児童クラブの利用を自粛してください。詳細は、子ども未来課から改めてお知らせします。
- ・児童クラブはインターネットを活用しての学習はできません。

8 その他

- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、計画を変更しなくてはならない状況が生じます。その際は、各学校よりメール配信を行うとともに、ホームページでお知らせします。
- ・臨時休業期間、電話連絡により、児童生徒の健康状態と学習への取組状況を確認することがあります。

〈連絡先〉犬山市教育委員会 学校教育課
0568-44-0350